

豊川特別支援学校生活の手引き・生徒心得の見直しに関する規程

第1条 目的

この規程は、本校における生活の手引き・生徒心得（以下手引き）の適正な運用および社会の変化に応じた適切な見直しを行うために、その手続き及び基準を定めることを目的とする。

第2条 見直しの理由

手引きの見直しは、以下の理由によって実施するものとする。

- 1 社会情勢の変化により、手引きの内容が実態にそぐわないと判断された場合。
- 2 教育現場における実情と手引きが不適切であると判断された場合。
- 3 生徒、保護者、教職員からの改善提案があり、それが妥当と認められた場合。

第3条 提案者

手引きの見直し提案は、以下の者が行うことができる。

- 1 教職員
- 2 生徒会代表
- 3 保護者会代表
- 4 学校評議員

第4条 提案手続き

手引きの見直しを提案するものは、所定の様式に従い、書面で校長に提出しなければならない。提案書には、以下の事項を記載する。

- 1 見直しを希望する手引きの具体的内容
- 2 見直しを求める理由
- 3 提案者の氏名及び連絡先

第5条 改訂手順

改訂の手順は、以下のとおりとする。

- 1 提案の提出
- 2 提案の受理と初期審議（生徒の手引き・生徒心得改訂委員会）
- 3 意見聴取
- 4 改訂案の作成
- 5 職員会議での承認
- 6 校長の最終承認
- 7 手引き改訂の公表（HP）
- 8 新手引きの施行

第6条 調査及び審議

提案された手引きの見直し案について、校長は関係者から意見を聴取し、学校運営委員会または生活の手引き・生徒心得改訂委員会で審議を行うものとする。審議では、以下の点を考慮する。

- 1 提案の妥当性
- 2 手引きの目的及び意図との整合性
- 3 生徒の生活及び教育環境に与える影響

第7条 改訂の決定

手引きの改定は、職員会議の承認を経て校長が決定する。改定内容は、生徒及び教職員に公表され、実施日を明記するものとする。

第8条 定期的な見直し

手引きは、少なくとも3年に一度定期的に見直されるものとする。必要に応じて、改定の提案がなくとも見直しが行われる。

第9条 施行日

本規定は、令和6年11月1日より施行する。